

岩手県告示第245号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち政策地域部に係るもの（平成22年岩手県告示第340号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
政策推進室	<u>産学官連携拠点整備費補助</u>		
市町村課	[略]	市町村課	[略]
情報政策課	<u>携帯電話等エリア整備事業費補助及び携帯電話エリア拡大推進事業費補助</u>	学事振興課	<u>産学官連携拠点整備費補助、公立大学法人岩手県立大学運営費交付金、公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料等減免補助、学び直しへの支援事業費補助、私立学校耐震化支援事業費補助、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業費補助、いわて職業人材育成事業費補助、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助、被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助、私立学校等災害復旧支援事業費補助及び子ども・子育て支援交付金</u>
地域振興室	<u>県北文化遺産継承推進費補助、県北広域交流拠点施設整備費補助、移住促進事業費補助及び地域総合整備資金保証料補給補助</u>	地域振興室	<u>県北文化遺産継承推進費補助、県北広域交流拠点施設整備費補助及び地域総合整備資金保証料補給補助</u>
科学 I L C 推進室	<u>産学官連携機能強化促進事業費補助</u>		
国際室	[略]	国際室	[略]
交通政策室	[略]	交通政策室	[略]
		科学・情報政策室	<u>産学官連携機能強化促進事業費補助、携帯電話等エリア整備事業費補助及び携帯電話エリア拡大推進事業費補助</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。